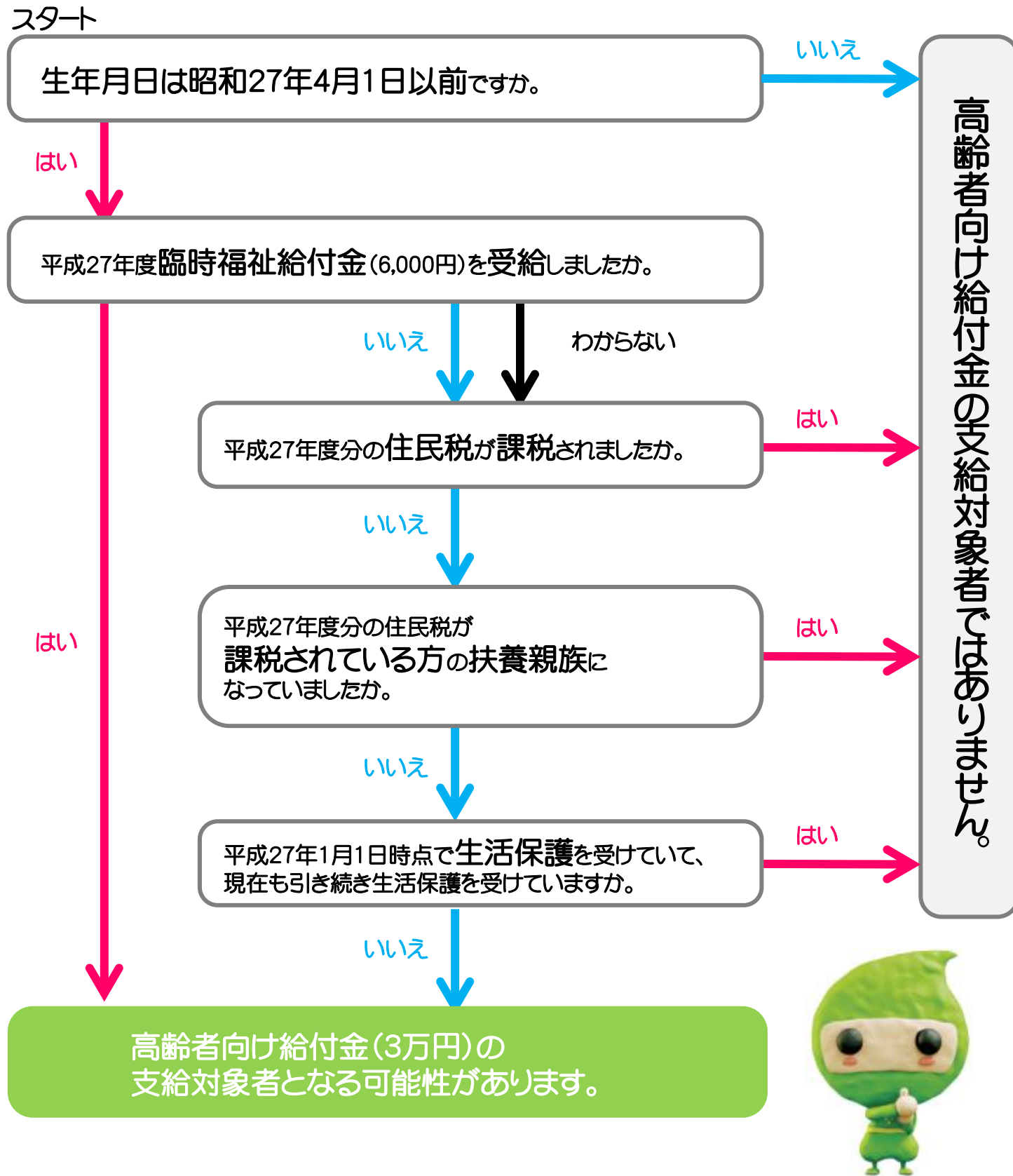


支給対象者診断チャート「高齢者向け給付金」



お問い合わせ先

「厚生労働省給付金専用ダイヤル 0570-037-192」または「申請先の市町村」へお問い合わせください。

カクニンジャ

検索

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。

確認じゃ！ 高齢者向け給付金。

- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成27年)1月1日時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。

高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中(平成29年3月31日まで)に65歳以上になる方



カクニンジャ

お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル

オー!みな いいきゆうふ

0570-037-192

9時~18時(平日のみ。ただし、4月1日~7月31日は土日祝も開設。)

■IP電話からおかけの場合:03-6627-1290 06-7731-2370 ■FAXでお問い合わせの場合:06-6645-6278



カクニンジャ

検索

申請に関するお問い合わせ先 | 申請受付期間:平成28年5月9日(月)~平成28年8月12日(金)
中島村役場保健福祉課 | 電話番号:0248-52-2174 (平日 月~金 9時~17時)※祝祭日以外



「高齢者向け給付金」を装う「振り込み詐欺」や「個人情報の詐欺・マイナンバーの詐欺」にご注意ください。(※)給付金の申請にマイナンバーは必要ありません。市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合にはお住まいの市町村や警察署(警察相談窓口電話(#9110))にご連絡ください。



支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に
該当する方のうち、
平成29年3月31日までに65歳以上になる方



平成27年度の臨時福祉給付金の支給要件は以下のとおりです。

- 平成27年1月1日において、中島村に住民票があった人で
平成27年度分の村民税(均等割)が課税されていない方

ただし、以下の方は対象となりません。

- 村民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等となっている場合
(控除対象配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者等も含みます。)
- 生活保護制度等の被保護者となっている場合(中国残留邦人等に対する支援給付の受給者等)
- 支給決定がされるまでの間に亡くなった場合
- 住民税について未申告の方は、対象となる方(該当者)か判断できませんので、申請期間内に申告をお願いいたします。

※平成27年度の臨時福祉給付金の申請受け付けはすでに終了しています。

Q.よくあるご質問	A.回答
Q.「平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者」とはどのような人ですか?	A.平成27年度分の住民税が課税されていない方です。 (ただし、住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等となっている場合や控除対象配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者等、生活保護制度等の被保護者は除きます。)
Q.年金を受給していなくても、今回の給付金の支給対象者になりますか?	A.支給対象者になります。 年金を受給しているか否かは問いません。
Q.平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当しますが実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか?	A.支給対象者になります。 平成27年度臨時福祉給付金を実際に受給したか否かは問いません。
Q.「平成29年3月31日までに65歳以上になる方」は、いつまでに生まれた人ですか?	A.昭和27年4月1日以前に生まれた方です。 (昭和27年4月1日に生まれた方も含みます。)
Q.平成27年1月2日以降に引っ越した場合の給付金の申請先はどこですか?	A.平成27年1月1日時点で住民票がある市町村になります。 給付金は申請先の市町村から支給されます。 ※平成27年1月2日以降に市町村の区域を越えて引っ越した場合は、申請先が現在お住まいの市町村と異なりますので、ご注意ください。

支給額

1人につき 30,000円 ※支給は1回です。



申請方法

○高齢者向け給付金を受け取るためには、市町村への申請が必要です。

○申請先は、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村です。

(平成27年から現在まで引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。)

○申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。

○中島村の申請受付期間、申請書の入手方法は以下のとおりです。

申請受付期間 平成28年5月9日(月)から平成28年8月12日(金)

対象と思われる方には、平成28年4月下旬頃に、申請書を郵送する予定です。

1 申請書 を入手

高齢者向け給付金を受け取るためには、申請が必要です。
平成27年1月1日時点で住民票がある市町村(申請先)から申請書を入手してください。

2 申請書 に記入

申請書に必要事項を漏れなく記入してください。

3 申請書 を提出

申請書の記入、必要書類の添付が終わったら、申請受付期間内に市町村(申請先)へ郵送するか、窓口で直接提出してください。

4 給付金 の受取

支給要件を満たした方は、支給決定した後、申請書に記載した指定口座に給付金が入金されます。